

# 山梨県スポーツ少年団設置規程

## 第1章 総 則

第1条 公益財団法人山梨県体育協会（以下「本協会」という。）定款第37条の規定に基づき山梨県スポーツ少年団（以下「本団」という。）を設置する。

第2条 本団は、市町村体育協会の設ける市町村スポーツ少年団をもって構成する。

## 第2章 目 的

第3条 本団は、本協会の目的に従い、スポーツ少年団の普及、育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な発達に資することを目的とする。

## 第3章 事 業

第4条 本団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の育成計画の策定と推進
- (2) スポーツ少年団組織の育成及び指導
- (3) スポーツ少年団の体力テストを含む諸活動の普及指導
- (4) スポーツ少年団の県内、県外、国際交流事業の実施
- (5) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と活用
- (6) スポーツ少年団育成団体の組織化と育成
- (7) スポーツ少年団に関する広報活動の実施
- (8) スポーツ少年団の顕彰
- (9) 関係団体との連携
- (10) その他目的達成に必要な事業

第5条 本団は、前条の事業に関しては、決定及び実施の権限を有する。ただし、本団の事業実施の基本の方針及び予算、決算並びにその変更については、あらかじめ本協会理事会の承認を得るものとする。

## 第4章 登 錄

第6条 スポーツ少年団の本団への加入は、登録をもって行う。

- 2 登録は市町村スポーツ少年団、本団及び日本スポーツ少年団にそれぞれ登録するものとする。
- 3 登録に関しては日本スポーツ少年団が定める登録規程を適用する。

## 第5章 役 員

第7条 本団に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 4名以内
- (3) 常任委員 12名以上 20名以内
- (4) 委員 27名以内

第8条 本部長は、委員総会でこれを推挙し、本協会理事会の承認を得て、本協会会长が委嘱する。

2 本部長は、本団を代表し団務を統轄する。

第9条 副本部長は、委員総会でこれを推挙し、本協会理事会の承認を得て、本協会会长が委嘱する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、本部長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理する。

第10条 常任委員は、委員総会において次の各号から選出された者を本部が委嘱する。

- (1) 市町村スポーツ少年団 若干名
- (2) 本団指導者協議会 若干名
- (3) 本団リーダーズクラブ 若干名
- (4) 本会が指名する者 若干名
- (5) 本団が指名する学識経験者 若干名

第11条 委員は、市町村スポーツ少年団が、その本部長、副本部長及びこれらに準ずる者の中から1名を選出する。

2 委員が、本部長、副本部長または常任委員に就任したときは委員の資格を失う。

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

第13条 本団に顧問を若干名おくことができる。

## 第6章 会 議

第14条 委員総会は、本部長、副本部長、常任委員及び委員をもって構成し、本団の事業計画、予算、事業報告、決算その他業務に関する重要事項で本部長の付議した事項を議決する。

2 委員総会は、毎年1回開催するものとし、本部長が招集し議長となる。

3 前項のほか、常任委員会が必要と認めたとき又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に臨時の委員総会を招集しなければならない。

- 第15条 委員総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。  
ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。
- 2 構成員が委員総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又はその所属する市町村スポーツ少年団の役員に委任することができる。この場合、委任した構成員は出席したものとみなす。

第16条 委員総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。

- 第17条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、本団の団務を議決し執行する。
- 2 常任委員会は、必要に応じて開催するものとし、本部長が招集して議長となる。
- 3 常任委員会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。
- 4 常任委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。
- 5 構成員が常任委員会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、委任した構成員は出席したものとみなす。

## 第7章 専門部会

第18条 本団に次の専門部会を置く。

- (1) 広報普及部会
  - (2) 指導育成部会
  - (3) 活動促進部会
- 2 前項のほか、常任委員会の議決権を経て必要な専門部会を設けることができる。
- 3 専門部会は、専門事項について調査研究を行い、常任委員会に意見を具申する。
- 4 専門部会について必要な事項は、常任委員会の議決を経て別に定める。

## 第8章 指導者協議会

第19条 本団に、指導者の資質、指導力の向上のため山梨県スポーツ少年団指導者協議会（以下「指導者協議会」という。）を置く。

- 2 指導者協議会については、常任委員会の議決を経て別に定める。

## 第9章 会 計

第20条 本団の予算は、本協会の会計とし、補助金、事業収入及び登録料をもって支弁し、本協会会計規程の定めるところにより処理する。

## 第10章 事 務 局

第21条 本団の事務は、本協会事務局において処理する。

## **第11章 本規程の変更**

第22条 この規程は、常任委員会及び委員総会において3分の2以上の同意を得た後、本協会理事会の承認を得て変更することができる。

## **第12章 その他**

第23条 役員等が本団の職務のため旅行した場合に要する経費として、旅費を支給することができる。

2 旅費の額及び支給方法については、公益財団法人山梨県体育協会旅費規程を準用する。

## **附 則**

1 この規程は、平成4年6月10日から施行する。

2 昭和55年6月19日施行の財団法人山梨県体育協会山梨県スポーツ少年団規程は廃止する。

平成18年5月31日一部改正

平成20年4月1日一部改正

この規程は、公益財団法人山梨県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。